

平成30年5月11日
総務部管財課

議事堂エレベーターの改修工事について

議事堂正面エレベーターについて、現行の建築基準法に定める安全装置、耐震性の基準に適合させるための安全対策を目的とした改修工事を下記のとおり行います。

工事期間中は2台のうち1台のエレベーターの運行を停止する必要があるため、ご不便をおかけしますが、ご理解、ご協力の程よろしくお願いいたします。

記

・工事期間（予定）

1号機	平成30年8月下旬～9月中旬	（9月14日議案上程まで）
2号機	平成31年1月中旬～1月下旬	（2月初旬代表者会議まで）

- ・1台の工事に約2週間を要します。
- ・工事期間中の当該エレベーターは、休日夜間を問わず運転できません。

・工事内容

1. 安全性の向上

- ・戸開走行保護装置の設置
（戸が開いたまま走行する異常運転を検知し、自動的にかごを停止する）
- ・停電時自動着床装置の設置
（停電時にバッテリーにより最寄階へ着床する）

2. 耐震性の向上

- ・P波感知型地震時管制運転装置の追加
（地震動の初期微動を検知して停止する）
- ・脱レール防止装置、機器転倒防止措置の実施

3. 主要機器のリニューアル

- ・巻上機、ロープ等主要機器の取替え

4. かご内の改修

- ・天井灯をLEDに変更